

横浜市歴史的風致維持向上計画の 策定に向けた検討状況について（報告）

歴史まちづくり法に基づく「横浜市歴史的風致維持向上計画」を策定し、歴史的建造物の外観改修等への持続的な支援を実施し、また、建造物に係る相続税の減免を導入していきます。

これにより、横浜に残る歴史的建造物をできるだけ多く再生・継承していくことで、市民や来街者の皆様による建造物の様々な活用を促進し、横浜の魅力を感じていただけるまちづくりを進めていきます。

2 歴史を生かしたまちづくりの背景・経緯

- 横浜は、鎌倉文化、「谷戸」や東海道での暮らし、開港や二度の被災（関東大震災、第二次世界大戦）からの復興など、様々な歴史を持ち、多くの歴史的建造物が残ります。
- これら歴史的建造物をまちの個性・魅力を形成する重要な資産として認識し、歴史的な価値を担保する文化財としての「保存」（横浜市文化財保護条例）と、景観的な価値をまちづくりの中で活かす「保全活用」（歴史を生かしたまちづくり要綱）の両輪で、1988年（昭和63年）から「歴史を生かしたまちづくり」を推進しています。



▲赤レンガ倉庫



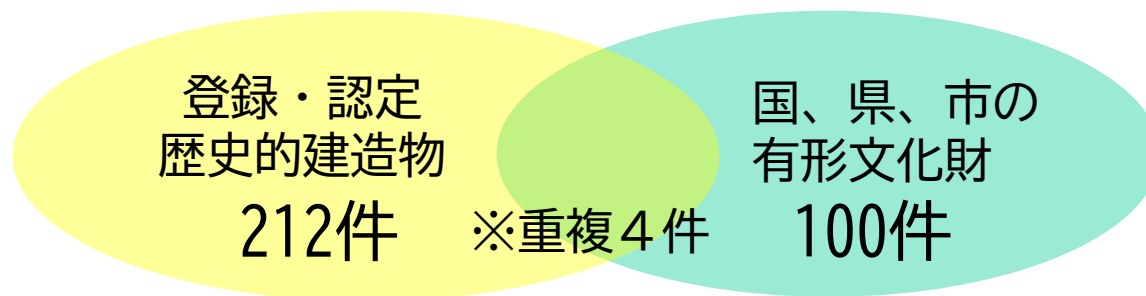
▲ベーリックホール



▲中丸家長屋門

2 歴史を生かしたまちづくりの背景・経緯

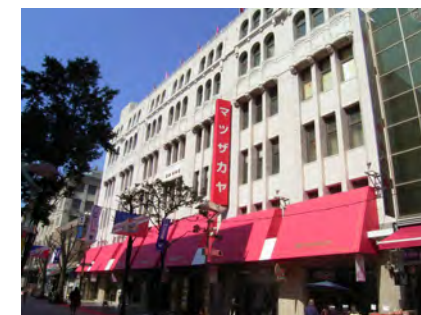
- 横浜には、**社寺、古民家、近代建築、西洋館、土木遺構**など**1,000件程度の歴史資産**が現存します（横浜市歴史的建造物台帳掲載）。
その内、312件が横浜市認定歴史的建造物、有形文化財等の制度指定を受けています。



- 歴史資産の維持においては、適正に保全された事例もある一方、
 - ・ 特殊な工事が継続して必要
 - ・ 個人所有では相続等の大きな税負担など、所有者の**負担が大きく**、建て替え等によって**滅失しやすい**状況にあります。



▲旧横浜銀行本店別館
(曳家移築により保全)



▲横浜松坂屋本館
(認定解除により滅失)

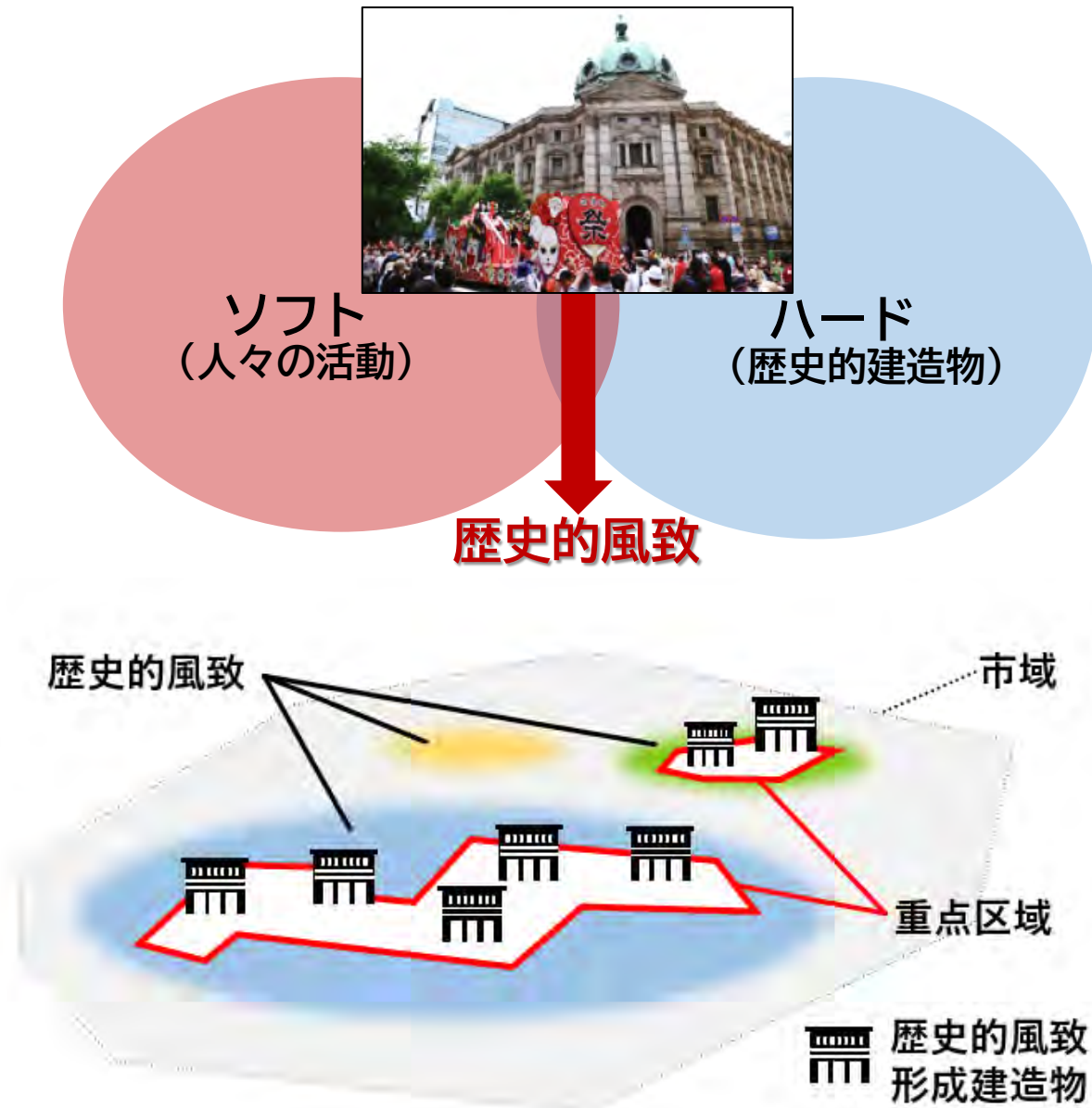
※1988（昭和63）年度以降の、市内の歴史資産（1,000件程度）の調査の中では、歴史資産の滅失が確認されています。（年平均8件程度）

3 歴史的風致維持向上計画とは

歴史まちづくり法に基づき、「**歴史的風致**」の維持向上を目的に市町村が作成し、国からの認定を受ける、歴史まちづくりの事業計画です。

計画では**歴史的風致**（地域固有の歴史や伝統を反映した**人々の活動**と歴史上価値の高い**建造物**が一体となった良好な市街地の環境）を設定し、**歴史的風致の範囲内で重点区域を指定**します。

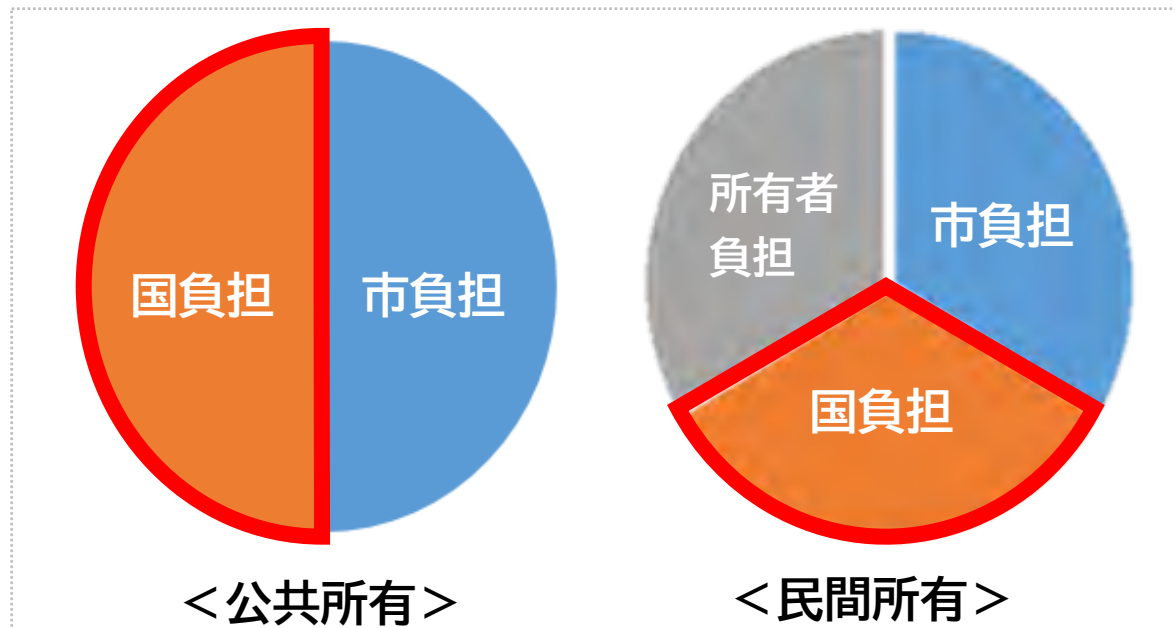
重点区域内で歴史的風致形成建造物を指定することで、建造物への国費導入や税制優遇措置等の支援を受けることができます。



3 歴史的風致維持向上計画とは

●歴史的風致形成建造物への主な支援措置

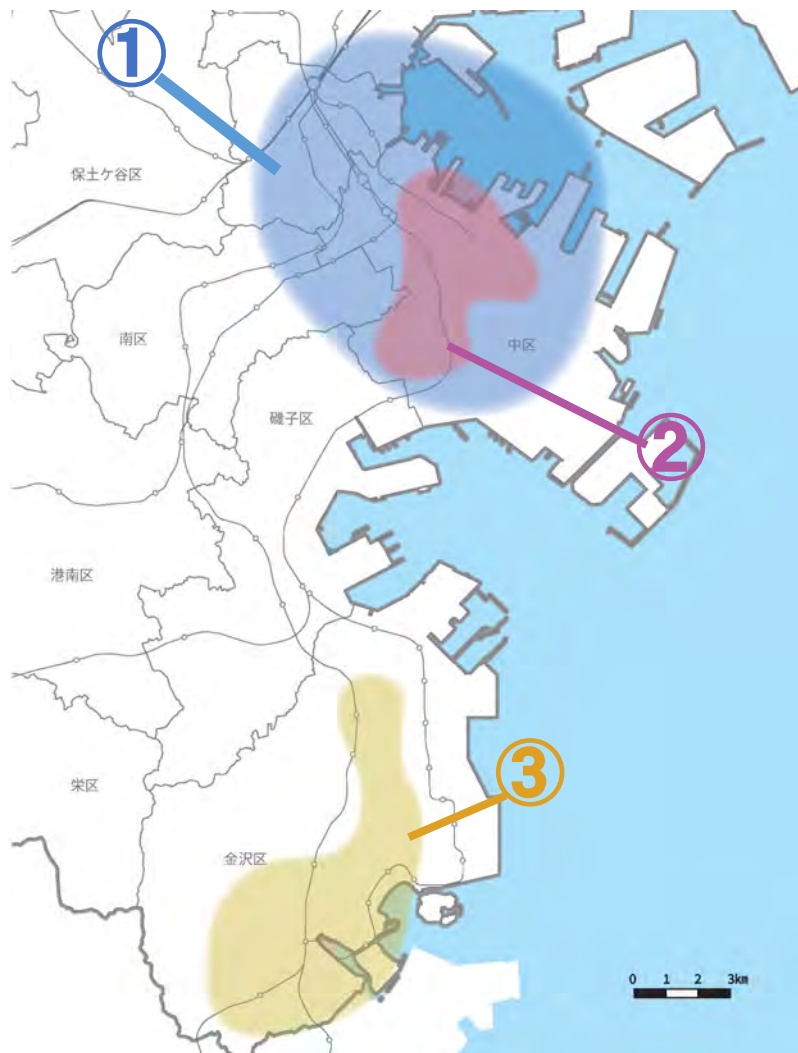
- ・建造物の修理・復原、買取り、移設への国費導入
(国費率：市町村等1/2、民間事業者等1/3 (間接補助))
- ・建造物及びその敷地について相続税が3割評価減



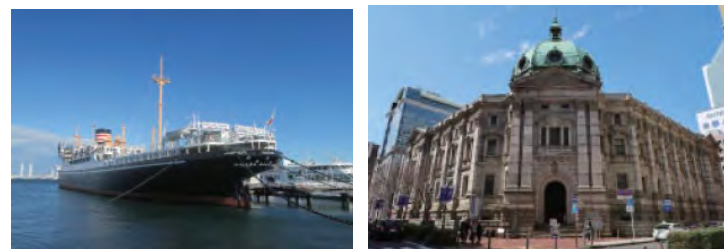
▲ (例) 市認定歴史的建造物への支援

4 横浜市歴史的風致維持向上計画の内容案

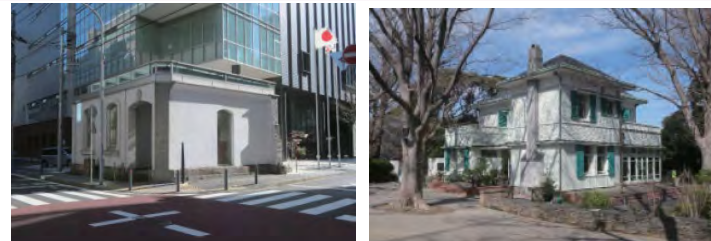
(1) 歴史的風致



① 横浜開港以来の港との営み



② 外国人居留地の形成と多彩な異国文化



③ 六浦湊を発祥とする海との暮らし



4 横浜市歴史的風致維持向上計画の内容案

(1) 歴史的風致 ①横浜開港以来の港との営み

国際貿易港のあゆみ

- **1859年の開港**を契機に、国際貿易都市として急速に発展
- 開港場は、波止場を中心に、**税関、行政機関、銀行、外国商館**などが建設され、政治・経済の中心地に
- 波止場から始まった横浜港は、二度の築港工事を経て棧橋やドックなどを備えた**近代港湾へ発展**
- 関内地区は、国内外の来街者を迎える**国際・観光交流の場**として機能
- 「開港都市」というアイデンティティが、**各種記念事業**を通じて、市民生活に根づく



▲横浜開港記念会館



▲赤レンガ倉庫



▲第一号ドック日本丸



▲三溪園の大茶会



▲開港記念バザー

都市の復興と継承

- **関東大震災（1923年）と横浜大空襲（1945年）という二度の災禍を経て、復興**を遂げてきた。



▲ホテルニューグランド本館



▲山下公園

4 横浜市歴史的風致維持向上計画の内容案

(1) 歴史的風致 ②外国人居留地の形成と多彩な異国文化

- 1860年に運上所（税関）を境に日本人居住地と外国人居留地を設置。山下居留地は商工業地区、山手居留地は住宅地区として、特色ある街並みを形成。
- 明治期の建物は、関東大震災で壊滅的な被害を受け、現在は、震災以降の洋風建造物群と明治期の遺構が山手の景観を形成している。
- 居留外国人がもたらしたスポーツ文化として、テニス、野球等があげられる。
- 居留外国人の西洋館とその庭、花や樹木による豊かな緑の環境は、震災や戦災の復興を経て、地域の手により現在まで守られている。
- 平成4年に行われた山手234番館の活用実験に始まる市民ボランティアの活動は、現在、8つの公開西洋館での庭の手入れや季節ごとのイベントに繋がっている。



▲旧横浜居留地48番館



▲山手234番館



▲山手公園



▲横浜公園



▲草花の手入れ

4 横浜市歴史的風致維持向上計画の内容案

(1) 歴史的風致 ③六浦湊を発祥とする海との暮らし

- 横浜南部に位置する金沢は、鎌倉時代に大きく発展した。北条実時によって創建された**称名寺**を中心とし、**仏教文化**が栄えた。



▲称名寺境内

- 金沢区内の寺院では、**花まつりや稚児行列**などの行事が地域で親しまれている。
- 瀬戸神社や富岡八幡宮では、中世の頃に始まったとされる**「祇園船」などの特殊神事**が今に伝わる。



▲富岡八幡宮



▲祇園船神事

- 幕末から昭和にかけては、「金沢八景」として浮世絵にも描かれた**風光明媚な場所として、別荘を構える著名人や海水浴等で訪れる人**でにぎわった。



▲旧伊藤博文金沢別邸



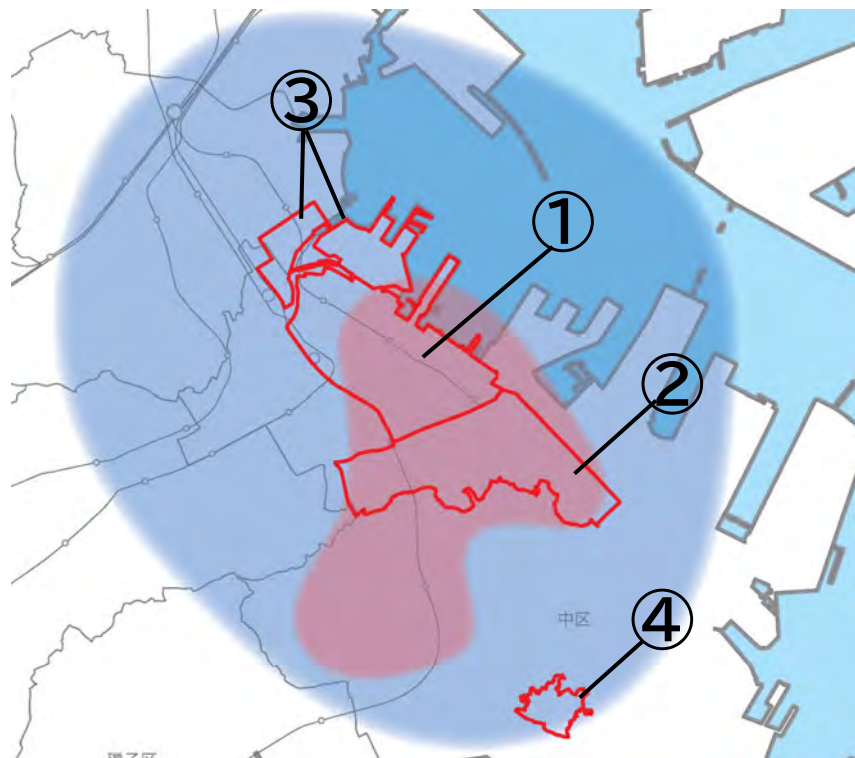
▲金澤園



▲野島公園か望む金沢漁港と海の公園

4 横浜市歴史的風致維持向上計画の内容案

(2) 重点区域… 歴史的風致の範囲内で重要文化財等を含み、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を推進する区域



景観法に基づき歴史的景観資源の保全と活用を行ってきた「景観推進地区」を基本とするとともに、さらに文化財が集積し、今後10年間で具体的な事業を予定している三溪園区域も対象とし、4つの重点区域を指定

- ① 関内区域
- ② 山手区域
- ③ みなとみらい21区域
- ④ 三溪園区域

※「六浦湊を発祥とする海との暮らし（金沢エリア）」については、エリア内の事業の進捗に併せて、順次、区域指定を検討します。

(3) 歴史的風致形成建造物の指定

重点区域内における「横浜市認定歴史的建造物」及び「有形文化財（国登録、神奈川県指定、横浜市指定）」を指定する方針とし、所有・管理者と調整を進めています。

5 今後のスケジュール

令和6年3～6月	法定協議会
5～6月	<u>市会常任委員会への報告（計画素案及び概要版）</u>
	文化財保護審議会への報告
	都市計画審議会への報告
7～8月	<u>市民意見募集</u>
9月	法定協議会
12月	国への計画認定申請
令和7年3月	<u>計画認定（予定）</u>